



第202100271716号  
令和4年2月10日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源くろまぐろの知事管理  
区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定  
に基づき知事管理漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定により諮問しま  
す。

【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	4.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.4 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.4 トン
	鳥取県その他漁業	0.1 トン
	県留保枠	0.6 トン

## 令和 4 管理年度のくろまぐろ管理について

令和 4 年 2 月 1 6 日

水 産 課

- 期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
- 当初配分枠：小型魚 4.9 トン、大型魚 6.1 トン  
 (令和 3 年当初配分枠：小型魚 1.7 トン、大型魚 6.0 トン)
- 前管理年度当初に比べ増加した理由は、国の留保枠を減らし都道府県の配分を増加させたため。

## 1 令和 4 管理年度の当初配分 (案)

種類	知事管理区分	合計 (トン)	配分量 (トン)	配分の考え方	備考
小型魚	くろまぐろ漁業 (ひき縄等承認漁業、定置網漁業)	<u>4.9</u>	4.4	100% (※留保枠、混獲管理分を除く)	前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量に変更となった場合については、 <u>鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更するものとする。</u>
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.4	10%	
大型魚	定置網漁業	<u>6.1</u>	5.4	100%※	前管理年度からの繰越し、都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を定置網漁業に配分する
	その他の漁業		0.1	混獲管理分	
	県留保枠		0.6	10%	

## 2 WCPFC (中西部太平洋まぐろ類委員会) 年次会合の結果について

## (1) 日程・場所

日程：令和 3 年 12 月 1 日 (水) ~ 7 日 (火)

場所：ウェブ会議

## (2) 参加国・地域

日本、米国、EU、中国、太平洋島しょ国等の 26 か国・地域

## (3) 結果概要

- ・小型魚の漁獲枠は現状維持 (日本：4,007 トン)
- ・大型魚の漁獲枠 15%増加 (日本：4,882 トン⇒5,614 トン (+732 トン))
- ・漁獲枠の未利用分の繰越率を 5%から 17%に増加の措置を 3 年間実施。
- ・小型魚枠の 10%を上限として、1.47 倍して大型魚へ振替できる措置を 3 年間実施。

## 3 水産政策審議会 資源管理分科会 くろまぐろ部会でとりまとめられた「令和 4 管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」(一部抜粋)

- ・国の留保枠について、当面の間は小型魚、大型魚ともに 100 トン程度とする。(R3 小型魚留保枠：230 トン、R3 大型魚留保枠：125 トン)
- ・小型魚の留保枠の削減等により生じる小型魚の数量については、沿岸漁業に配慮。

- 大型魚について、WCPFC の基準年 2002-04 年を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分するものとし、混獲管理、資源評価に用いるデータ収集等への配慮については留保から配分。
- 継続的に資源の回復を図るため、400 トン以上を目標に小型魚から大型魚に漁獲可能量の振替えを実施。



3水管第 2462 号  
令和 3 年 12 月 24 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の  
通知

くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)
くろまぐろ (小型魚)	4.9トン
くろまぐろ (大型魚)	6.1トン



第202100210773号  
令和3年11月24日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの令和4管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問します。

【別紙】

特定水産資源まあじに関する令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準



第202100219764号  
令和3年12月3日

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一 様

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの令和4管理年  
度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（答申）

令和3年11月24日付第202100210773号で諮問のあったこの  
ことについて、原案に同意します。

委員会事務局 永島
電話 0857-26-7318
ファクシミリ 0857-26-8131